

# 行財政改革大綱の概要をお知らせします

その2

市では、7月に行財政改革を推進する基本的な考え方および実施計画として「西東京市行財政改革大綱」を定め、前号では行財政改革の基本的な考え方についてお知らせしました。今号では、実施計画の概要をお知らせします。

## 実施計画

行財政改革大綱では、行革を進めるうえで3つの方向性を打ち出しています。すなわち、コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営、市民との連携による行政運営、市民に便利で分かりやすいサービス提供の3つです。これら3つの方向性を軸

に、個別的な実施項目(全70項目)を左表のように体系化し、個別項目ごとに実施計画を定めています。実施計画では取り組み内容効果年次計画等を明確にしています。また、実施項目のうち、庁内に統一の認識がなければ達成困難であり、職員が一丸となって取り組むべき課題、市民サービスの向上に直接つながるソフト面の課題を重点課題として取り上げています。重点課題(左表中、青色の文字で表記) 情報公開・情報提供の充実(4項目) 市民参加・市民との協働の推進(3項目) 情報化の推進(3項目) 窓口改善・サービスの向上(3項目) ISO14001の認証取得(1項目) 1の認証取得(1項目) 定

## ご意見をお寄せください

行財政改革を進めていくうえで、「このようにしてほしい」、「こんなところを変えて欲しい」等のご意見・ご提案をお寄せください。  
 郵送: 〒188-8666 西東京市役所田無庁舎企画課  
 メール: webmaster@city.nishitokyo.tokyo.jp  
 ファクス: 0424-63-9585

実施項目一覧表			実施項目一覧表		
実施体系	実施項目	速度計	実施体系	実施項目	速度計
財政健全化への取り組み	徴収体制の強化	A	コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営	ISO14001の認証取得	B
	口座振替の利用促進	A		ごみ収集の有料化	C
	受益者が特定できるサービスの負担水準の見直し	B		水洗化の促進	A
	中小企業従業員退職金等共済制度の抜本的見直し	C		一般家庭のし尿収集の有料化	B
	使用料・手数料の見直し	B		公共施設の適正配置	B
	一般競争入札の対象範囲の拡大	C		学校の統廃合	C
	都市計画税の税率改正	B		新庁舎建設の検討	C
	納税しやすい環境の整備	A		学校施設の多目的利用	C
	徴収事務に精通した嘱託員の配置	A		公民館の統一	B
	国民健康保険料の見直し	B		情報開示手続の電子化	C
	保育料の見直し	C		広報機能の充実、ホームページの充実	C
	下水道使用料の見直し	B		入札情報の積極的開示	B
	機能面から見た組織の見直し	A		予定価格の事前公表	B
	意思決定システムの見直しによる事務処理の迅速化	C		協働に関する基本方針の策定	B
	定員適正化計画の策定	A		政策形成過程における市民参加方式の導入	A
適正な執行体制・人事体制の確立	給与体系の整備	A	市民との連携による行政運営	公園施設の市民管理	A
	人材育成計画の策定	B		男女平等参画推進計画の策定	B
	人事考課制度の適正な運用	C		公共工事の監視機関の設置	B
	目標管理制度の導入	C		住民基本台帳ネットワークの構築	A
	プロジェクトチームにおけるメンバー公募制の検討	A		電子入札の導入	C
	職員提案制度の適正な運用	A		電子投票の導入	C
	時間外勤務の削減	A		電子申請等のシステム構築	C
	投票区の見直し	B		道路台帳の電子化	B
	広域共同処理の検討	C		総合窓口・ワンストップサービスの導入の検討	C
	下水道維持管理業務の共同化・共同管理の検討	C		窓口サービスの向上	A
	バランスシートの導入	A		コンビニ等の民間資源の活用(住民票の発行・公共料金の支払)	C
	財政管理指標(経常収支比率・人件費比率・公債費負担比率等)に基づく管理	C		郵便局との業務連携	C
	行政評価制度の導入	C		住民票等自動交付機の整備	A
	補助制度の見直し	B		住民税申告時期の窓口の拡大	A
	保育園の民間委託	C		保育園の時間延長	C
行政を評価する仕組みづくり	小学校給食の民間委託の拡充	A	市民に便利で分かりやすいサービス提供	文化・スポーツ振興財団の事業展開の拡充	B
	ごみ収集業務の民間委託の拡充	A		相談機能ネットワークの構築	C
	公用車の運転業務の民間委託	C			
	広報スタッフの嘱託化	B			
	コンピュータの管理・運用の民間委託	A			
	図書館の管理・運営業務委託化の推進	C			
	公民館の管理・運営業務委託化の推進	C			
	学童クラブの管理・運営業務委託化の推進	C			

速度計の欄は、行革実施期間3年間のうち、実施に至るまでの速さをA・B・Cの区分で表示したものです。A...平成14年度に実施 B...平成15年度に実施 C...平成16年度またはそれ以降に実施(一部実施、計画策定含む)

## 住民票コードを通知します

～住基ネットシステム 8月から一部稼働～  
 すでにお知らせしましたとおり、住民基本台帳ネットワークシステムの一部稼働に伴い、8月5日現在、西東京市に住民登録のある方に、「住民票コード」と呼ばれる11ケタの識別番号を送付します。送付した住民票コードは、今後予定されるさまざまな行政手続き等に使用することにより、諸手続きが簡素化される予定です(民間での番号の使用は禁止されています)。なお、住民票コードは各自で管理していただきますようお願いいたします。8月中旬までに通知の届かない方はご連絡ください。

**休止日**  
**8月11日(金) 全日**

市民課(☎☎内線1461)

**住民票等自動交付機(田無庁舎)休止のお知らせ**

田無庁舎の住民票等自動交付機は、市民ロビー等の整備工事に伴う電気工事のため、左記の日は、利用できません。あらかじめご了承ください。

なお、保谷庁舎の住民票等自動交付機はご利用になります。

**敬老行事に補助金を交付**

市では、敬老月間内に、地域の高齢者自身を含めた個人・地域団体の方々の企画・参加による敬老行事に対して、補助金を交付します。実施する団体等を次のとおり募集します。

**実施期間** 9月1日～30日(敬老月間)

**対象団体等** 敬老の行事として催しを行う個人、地域団体等(特別養護老人ホーム等が主催する行事は除く)

**対象行事** 参加人数「敬老」の文字を使用した敬老行事で、70歳以上の方が15人以上参加。1行事1人とし、同じ人が複数の行事に参加しても参加人数には含みません。

**行事例** 目的地を定めたウォーキング、カラオケ大会、食事会、料理講習会、囲碁将棋大会、観劇会等

**補助金額** 1行事(1団体等)に対して上限3万円

**申請** 8月5日から行事開催の2週間前までに、高齢福祉課(田無庁舎1階、保谷庁舎保健福祉総合センター1階)または各出張所(谷戸・柳橋・中原)、各福祉会館の窓口にある交付申請書に必要事項を記入して、高齢福祉課に提出してください。詳しくは、お問い合わせください。

高齢福祉課(☎☎内線2331～2334)

## 審議会等開催情報

会議	とき・ところ	傍聴人数	議題	担当課(内線)
社会教育委員の会議	8月6日(火)午後3時 ・保谷庁舎3階	10人	「青少年の居場所づくり」について	社会教育課(2711)
市民との協働推進懇談会	8月6日(火)午後7時 ・田無庁舎2階	10人	まちづくり市民会議の意見書 <sup>※</sup>	生活文化課(1425)
高齢者保健福祉計画検討委員会	8月7日(水)午後1時30分 ・スポーツセンター	10人	計画の基本理念 <sup>※</sup>	高齢福祉課(2333)
(仮称)合併記念公園整備懇談会	8月8日(木)午後6時30分 ・インゲビル3階	10人	公園の管理運営	公園緑地課(2432)